

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その１８：在インド日本国大使館によるデリー近郊在留邦人のための保健相談窓口の設置ほか）

【ポイント】

- インド政府によると、３月１６日現在のインド国内感染者の合計は１１０例（死亡２例）となっています。
- 在インド日本国大使館では、デリー及びその近郊にお住まいの在留邦人の皆様からの保健相談の窓口を設置することとしました。
- インド内務省は、先日発表した陸路でのインド出入国箇所の制限に関する詳細を発表しました。
- 現在、インド各地において、州政府などの命令による学校の休校、ショッピングモールや映画館など人の集まる施設の閉鎖、集会・イベントの禁止などについて発表されていますので、最新情報の入手に努め、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各地での措置に御留意ください。

【本文】

（前回（その１７）の領事メールからの更新部分は下記１～４です。）

１ インド政府によると、３月１６日現在のインド国内感染者の合計は１１０例となっています。

その内訳は、デリー準州７例（うち死亡１例）、ハリヤナ州１４例、ケララ州２２例、ラジャスタン州４例、テランガナ州３例、ウッタル・プラデシュ州１３例、ラダック連邦直轄領３例、タミル・ナド州１例、カシミール準州２例、パンジャブ州１例、カルナタカ州６例（うち死亡１例）、マハーラーシュトラ州３２名、アンドラ・プラデシュ州１名、ウッタラカンド州１名となっています。

２（１）新型コロナウイルスの感染者が増えていることを受け、デリー及びその近郊の一部の病院が受診を希望しても診察を受け付けられない等の事例が発生しています。こうした状況を踏まえ、在インド日本国大使館では、デリー及びその近郊にお住まいの在留邦人の皆様からの保健相談を受け付けるための窓口を設置することとしました。

（２）仮に病院において診察に応じてもらえない場合には、以下のアドレスにメールにて御相談内容をお送りいただければ、当館の医務官からの助言を回答させていただきます。

jpemb-hokensoudan@nd.mofa.go.jp

（３）保健相談を希望される方は、①お名前、②メールアドレス、③電話番号、

④受診した病院名及び日付, ⑤症状(現在の症状及び発症後の経過を日ごとになるべく詳しく記載)をお知らせください。

(4) 保健相談の御利用に当たっては以下の点に御留意ください。

- ・相談件数や御相談の内容によっては、回答に時間を要する場合があります。
- ・インドの法令等の観点から、医務官による直接の診察は行えません。
- ・当館からの回答は診察ではなく、あくまでも医務官からの助言としてお受け取りください。
- ・この保健相談窓口の設置は新型コロナウイルスの発生に伴う当面の措置です。

3 インド内務省は、先日発表した陸路でのインド出入国箇所の制限に関する詳細を発表しました。陸路でのインド出入国を検討されている方は御注意ください。

<https://www.mohfw.gov.in/NewinstructionsDt14032020Restrictiononinternationalpassengertraffic.pdf>

4 現在、インド各地において、州政府などの命令による学校の休校、ショッピングモールや映画館など人の集まる施設の閉鎖、集会・イベントの禁止などについて発表されていますので、最新情報の入手に努め、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各州での措置に御留意ください。

なお、デリー準州では同州が発出した命令により、3月31日までジム、スパ、ナイトクラブ、劇場、ウィークリーバザー等が営業停止になり、結婚式を除く各種集会・イベントは最大50名以下に制限されることとなります。

5 3月13日、インド内務省入国管理局は、12日に発表した入国制限措置等を改訂したものをFAQとともに発表しました。

(インド内務省入国管理局ウェブサイト関連部分)

13日付発表：<https://boi.gov.in/content/advisory-travel-and-visa-restrictions-related-covid-19-0>

FAQ：<https://boi.gov.in/sites/default/files/u4/faq-covid-19.pdf>

同FAQには、今般の発表によって効力が引き続き有効となった査証(就労、プロジェクト等)の所持者の帯同者のうち、現在インド国外にいる人の入国は認められない旨明記されています。(なお、インドへの渡航について真に必要と認められる理由がある場合には、最寄りのインド大使館又は総領事館に相談することができるかとされています。)

6 新型コロナウイルスに関連してインド政府は、引き続き全ての国際航空便

の搭乗者に対して、入国前の発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施しています。スクリーニングの結果、発熱（37.22℃以上）や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留（検疫）施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性があります。

7 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

- （1）アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。
- （2）マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いをを行う。
- （3）不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

（各種情報が入手できるサイト）

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

在日インド大使館ホームページ

https://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/index_jp.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（お問い合わせ先）

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp